

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：令和4年12月20日（火）

午前11時30分から正午まで

場 所：宮城県庁行政庁舎12階 水産林政部会議室

議 事

- 宮城県防除実施基準の変更（案）について
- 令和5年度農林水産大臣命令の区域（案）について

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

1 開会（司会：事務局）

宮城県森林審議会森林保護部会を開会いたします。

本部会の構成員は5名でございますが、本日御出席いただいておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により部会が成立していることを御報告いたします。また、本日の部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規則第9条に基づき公開となっておりますことをお知らせいたします。

それでは開会に当たりまして、水産林政部中村副部長から御挨拶申し上げます。

2 挨拶（中村副部長）

先ほどの親会から引き続き保護部会への御参加ありがとうございます。皆様すでに御承知のことだと思いますので、挨拶は簡潔にさせていただきたいと思っております。

本県の松くい虫被害につきまして、全県的に被害は低下傾向にあります。先ほど親会でもありましたとおり、10,000㎡という令和9年度の目標に向かって一生懸命、薬剤散布あるいは樹幹注入、伐倒駆除を進めております。こうした対策を総合的かつ継続的に行わせていただいております。その成果があらわれてきているものと認識しております。これもひとえに、関係者の皆様方のお力添えのたまものだと考えております。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

保護部会での審議事項は本日2件ございます。いずれにいたしましても重要な案件と考えておりますので、御意見等を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

3 出席者紹介等（司会：事務局）

本日の出席者は、お手元に配付しております出席者名簿のとおりでございます。本来であれば、おひとりずつ御紹介させていただくところですが、先に行われました森林審議会からの引き続きの開催でありますので、会議時間の短縮のため省略させていただきます。

続いて資料の確認をさせていただきます。次第が表紙となっております資料を閉じた冊子が1部、次に令和4年12月14日付け宮城県森林審議会会長宛の諮問の写しと、右上に資料1、資料2と記載された冊子が1部、以上の2部になります。資料の不足がありましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

ここで本日の日程をご説明いたします。お手元に配布しております次第にありますとおり、審議事項2件を予定しております。

4 審議事項

【司会：事務局】

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5号の規定により、部会長が議長を務めることとなっております。それでは大内部会長議事進行をよろしくお願いたします。

【大内部会長】

先ほど親会の方で部会長に就任しました大内でございます。大変不慣れではございますが、何卒、議事進行に努めてまいりますので皆様方の御協力よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、審議事項に入らせていただきます。令和4年12月14日付けで知事から諮問がありました、「宮城県防除実施基準の変更案について」及び「令和5年度農林水産大臣命令の区域案について」であります。事務局から説明をお願ひいたします。

【菅原森林整備課長】

森林整備課長の菅原でございます。改めましてよろしくお願ひいたします。

今、部会長から審議事項の説明というお話でしたが、恐れ入りますが、審議事項の御説明をさせていただきます前に、先ほど親会でも各部会の審議内容について簡単な御説明がございましたが、改めまして、当森林保護部会の位置付けと、審議事項について、御説明・御確認をいただきますとともに、本日の審議を円滑に行っていただくために、我が県の松くい虫被害の状況と現在実施している取り組みにつきまして、御説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 宮城県松くい虫被害の現状について

(1) 事務局説明 参考資料について事務局から説明

○ 宮城県防除実施基準の変更（案）について

(1) 事務局説明 資料1について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がありました。写真で説明があったように、技術的に高圧線や駐車場などの理由による変更と私も受けとめております。これについて御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

【高橋委員】

広葉樹化は、どれぐらいのペースでこうなるのか。

【菅原森林整備課長】

特に、継続的に調査を行っているわけではありませんが、私が入庁して1箇所目の勤務先で松島を管轄する仙台の事務所にいた当時の記憶を受けますと、ここまで広葉樹林化は進んでいなかったもので、ここ30年ぐらいでこういった上層部にまで達するぐらいの高さができてきているのではないかと感じております。

【綾部委員】

区域変更の部分の薬剤散布は困難というのは理解します。たとえばそのあと解除した場所で被害が出たりしたときには、そこはきちんと伐倒駆除など引き続きするというのでしょうか。

【菅原森林整備課長】

はい。特に守らなければならない松林がある場合は、町と調整の上、県施行の場合と町施行の場合がありますが、基本的に樹幹注入という方向に切り替えるようにしていますし、被害が発生すれば伐倒駆除を行うこととなります。

【大内部会長】

他に御質問等ございますか。御質問がなければ審議事項の2の令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)について、事務局から御説明をお願いします。

○ 令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)について

(1) 事務局説明 資料2について事務局から説明

(2) 質疑応答

【大内部会長】

ただいま事務局から説明をいただきましたが、御意見や御質問等ございますか。

(特に無し)

質問が無いようですので、審議事項についてお諮りいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「宮城県防除実施基準の変更(案)について」及び「令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)について」原案のとおり適当と認める旨の答申をすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

異議無しということでございますので、各審議事項については、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることと決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項について終了いたします。皆さん御協力大変ありがとうございました。

4 その他

【司会：事務局】

大内部会長ありがとうございました。それでは4のその他に移ります。委員の皆様から何かありますでしょうか。では、事務局から何かありますか。

以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉